

自己点検・評価報告書

(対象年度:令和元年度～令和5年度)

令和7年1月

福井大学保健管理センター

令和元年度～令和5年度における保健管理センターの活動に対する 自己点検・評価報告書

保健管理センター運営委員会

このたび、令和元年度～令和5年度における保健管理センターの活動に対する自己点検・評価を実施した。評価実施体制、自己点検・評価結果等は以下のとおりである。

○評価実施体制

福井大学保健管理センターの自己点検・評価は、学務部学生サービス課、松岡キャンパス学務課、敦賀キャンパス運営管理課、人事労務課と密接な連携のもと、「福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項(令和3年1月27日 学長裁定)」(以下「実施要項」という。)に基づき、保健管理センター運営委員会で作成した。

・福井大学保健管理センター運営委員会

委員長 浦崎 芳正(センター所長)

委員 尾山 徳孝(センター副所長)

岡崎 玲子(センター専任教員)

栗田 智未(センター専任教員)

山次 俊介(各学部選出の教員)

大森 一郎(各学部選出の教員)

前田 寧(各学部選出の教員)

東村 純子(各学部選出の教員)

野尻 哲郎(人事労務課長)

山本 恭弘(学生サービス課長)

亀江 洋子(松岡キャンパス学務課長)

○評価方法

福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項に定められた各規準について、関連する根拠資料等に基づき自己点検し、次の4段階で評価した。

S:非常に優れている

A:優れている

B:おおむね標準的である

C:改善が必要である

○自己点検・評価スケジュール

自己点検・評価は、保健管理センター運営委員会で点検・実施され、承認された。

○自己点検・評価結果

自己点検・評価結果は、以下に、評価結果一覧として記載した。詳細は本文1頁以降を参照願いたい。

基準1 保健管理センターの設置目的等		評価
1-1	設置目的が明確に定められており、その内容が本学の目的等に適合するものであること。	A
1-2	設置目的が、本学構成員に周知されているとともに、地域・社会に公表されていること。	A
1-3	設置目的、活動が、中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資するものであること。	A
基準2 保健管理センターの組織		
2-1	設置目的を達成する上で必要な組織構成・実施体制が適切に整備され、機能していること。	A
2-2	設置目的を達成する上で必要な構成員が適切に配置されていること。	B
基準3 活動状況と成果・効果		
3-1	設置目的に沿った活動が、充分に行われていること。	A
3-2	設置目的の達成に資する成果・効果があがっていること。	A
3-3	本学の目的等の達成に資する成果・効果があがっていること。	A
3-4	本学の中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資する成果・効果があがっていること。	A
3-5	活動状況及びその成果・効果が、学内及び地域・社会に対して公表されていること。	A
基準4 学生・研究者等の受入れ、支援等		
4-1	設置目的に沿って、学生・研究者等を適切に受入れていること。	該当なし
4-2	設置目的に沿った履修指導・研究指導を含め支援等が適切に実施され、成果・効果があがっていること。	該当なし
基準5 設備		
5-1	活動する上で必要な施設・設備が適切に整備されていること。	A
5-2	活動する上で必要な施設・設備が有効に活用されていること。	A
基準6 財務		
6-1	設置目的に沿った活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。	A
6-2	設置目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、適切に履行されていること。	A
基準7 管理運営		
7-1	管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づき適切な規定等が整備されていること。	A
7-2	設置目的を達成する上で、管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること。	A
基準8 内部質保証		
8-1	活動の状況やその成果・効果について、自己点検・評価を行い、その結果を改善につなぐ適切な体制（内部質保証体制）が整備されていること。	A
8-2	内部質保証体制が有効に機能していること。	A
8-3	全学テーマ別自己点検・評価に係る点検・評価項目の基準等が満たされていること。（該当する場合）	
	(1) 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメントに関する相談・助言体制が整備されていること	A
	(2) 障害のある学生、その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対する生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて支援を行っていること	A

目 次

I 保健管理センターの現況及び特徴	1
II 基準ごとの自己評価	
基準1 保健管理センターの設置目的等	4
基準2 保健管理センターの組織	7
基準3 活動状況と成果・効果	10
基準4 学生・研究者等の受入れ、支援等	20
基準5 設備	21
基準6 財務	24
基準7 管理運営	26
基準8 内部質保証	28
III 根拠資料集	別冊

I 保健管理センターの現況及び特徴

1. 現況

- (1) 部局名 福井大学保健管理センター
- (2) 所在地 福井県福井市文京3丁目9番1号
- (3) 運営組織 委員会:保健管理センター運営委員会
保健管理センター実務小委員会

(4) 部局の構成(令和5年4月1日現在)

所長 浦崎 芳正(専任教員 教授)

<文京キャンパス:保健管理センター>

副所長(所長兼務) 浦崎 芳正(専任教員 内科医・産業医)
講師 岡崎 玲子(専任教員 精神科医)
特命講師 林 亜希恵(専任教員 公認心理師・臨床心理士)
看護師 下川 弘美(学生サービス課)
看護師 北浜 紀美子(学生サービス課)
保健師 瀬谷 優子(人事労務課)
事務補佐員 小川 由子(学生サービス課)

<松岡キャンパス:松岡地区保健センター>

副所長 尾山 徳孝(准教授:皮膚科医・アレルギー専門医)
講師 栗田 智未(専任教員 公認心理師・臨床心理士)
看護師 中嶋 美佳(看護部)
保健師 尾田 幸子(人事労務課)

<敦賀キャンパス:健康相談室>

看護師 前崎 昌子(敦賀キャンパス運営管理課)

<障がいのある学生及び教職員のための相談室>

・文京キャンパス

室長 浦崎 芳正(専任教員 教授:内科医・産業医)
室員 岡崎 玲子(専任教員 講師:精神科医)
室員 林 亜希恵(専任教員 特命講師:公認心理師・臨床心理士)
室員 下川 弘美(学生サービス課:看護師)
室員 瀬谷 優子(人事労務課:保健師)
室員 安岡 恵子(学生サービス課 学生総合相談室:公認心理師・臨床心理士)
室員 川端 瑞希(学生サービス課 学生総合相談室:公認心理師・臨床心理士)
室員 米澤 駿(学生サービス課 学生総合相談室:公認心理師・臨床心理士)
室員 田中 昌宏(学生サービス課 学生総合相談室)
室員 井上 淳史(学生サービス課 学生総合相談室)

・松岡キャンパス

室員 尾山 徳孝(准教授:皮膚科医・アレルギー専門医)
室員 栗田 智未(専任教員 講師:公認心理師・臨床心理士)
室員 中嶋 美佳(看護部:看護師)
室員 尾田 幸子(人事労務課:保健師)
室員 前川 伸晃(松岡キャンパス学務課 学生総合相談室:公認心理師・臨床心理士)
室員 谷口 裕美(松岡キャンパス学務課 学生総合相談室)

・敦賀キャンパス

室員 前崎 昌子(敦賀キャンパス運営管理課:看護師)

<学校医>

文京キャンパス 婦人科相談担当 6名(主となる1名が不在時に他の5名が対応する)
松岡キャンパス 内科相談担当 2名、精神科相談担当 1名、整形外科相談担当 1名、
婦人科相談担当 1名、歯科口腔外科相談担当 1名

2. 特徴

保健管理センター(以下「センター」という。)は、旧福井大学において昭和47年に設置されて以来、本学学生及び教職員の心身の健康保持増進のため必要な専門的業務を推進する役割を担っている。大きな役割のひとつに健康診断がある。学生及び教職員の定期健康診断を毎年1回計画・実施し、結果の判定と、それに基づく健康相談と指導を提供している。また、体調不良を訴えて来所する利用者の症状等を判断し、必要な処置を施したり、病院受診が必要と認めた場合は本学附属病院や外部医療機関等の受診へつなぐ等、学生及び教職員の健康保持の支援を行っている。これらの業務を円滑に行うため、緊急時の対応が可能な診察室、ベッド、リクライニングチェア等をセンターに設置し、健康管理に必要な血圧計、身長体重計、視力計がいつでも使用可能な状態に整備し、利用者に提供しており、本センター構成員である専門のカウンセラー(公認心理師・臨床心理士)と精神科医によるカウンセリングセッションやストレスマネジメントを日常的に行っている。このため、プライバシーを守りつつ、個別の健康相談やメンタルヘルスサポートを行うための相談室が複数用意されている。

平成28年4月に設置した「障がいのある学生及び教職員のための相談室」は、以下の特徴が挙げられ、センターの設置目的達成に大きく貢献している。

①相談窓口の設置

文京キャンパスの「保健管理センター」、松岡キャンパスの「松岡地区保健センター」、敦賀キャンパスの「健康相談室」に相談窓口を設置し、障がいの有無や種類にかかわらず、大学生活で不自由を感じる学生や父母等関係者が入学前や入学後に相談できる体制を整えている。

②多様な障がいへの対応

聴覚障がい、病弱・虚弱、発達障がい、精神障がい、その他の障がいを持つ学生が在籍しており、それぞれのニーズに応じた支援を提供している。

③支援機器の貸出

補聴援助システム、タブレット PC、睡眠支援機器など、必要に応じて支援機器の貸し出しを行い、学修や生活環境を整えている。

④合理的配慮の提供

障がい等をもつ学生の修学や大学生活上の配慮についての相談対応や、父母等や関与する教職員への助言(コンサルテーション)を行い、関係部局や教職員と連携して全学的な学生支援体制を構築している。

⑤支援計画の作成と連絡調整

障がい学生ごとに支援計画を作成し、学内の関係部局との連絡調整を行うことで、支援内容が適切に実施されるよう取り組んでいる。また、個々のニーズに応じた支援が円滑に提供されるよう学外関係機関とも連携している。

⑥啓発活動の実施と研修

全学や各部局へのファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動を通じて、障がいに関する広報・啓発活動を行い、教職員の理解促進に努めている。また、定期的に「支援技術研修会」を実施し、障がいをもつ学生の支援を行う障がい学生サポーター(以下「SGS」という。)や教職員のスキル向上を図っている。年に一度、障害者週間にあわせて、障がいの周知啓発イベントを開催している。

⑦「課題チェックの会」における SGS による学習支援の実施

学生が自分の課題や学習状況を確認し、効果的な学習方法を身につけるためのサポートを行う会を開催している。

⑧「運動する会」「ゲームの会」の開催

学生や教職員の健康促進や交流を目的として、定期的に運動や余暇イベントを企画・実施している。障害者スポーツの普及活動も行っている。

⑨入学前からのサポート

入学を志願する段階から相談を受け付けており、受験上や修学上の配慮を希望する方への事前相談に対応している。親子での相談はもちろん、高校の先生との合同面談も行っている。具体的な合理的配慮申請手続きは、入学決定後に開始する。

II 基準ごとの自己評価

基準Ⅰ センター等の設置目的等

(1) 基準ごとの分析

Ⅰ-Ⅰ 設置目的が明確に定められており、その内容が本学の目的等に適合するものであること

評価：A

【基準にかかる状況】

学校における保健管理は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置等を中心とした活動を通して、学生及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与するものと定められている。また、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）により、事業者は、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないと定められている。これらの法律に準拠し、センターは、福井大学学則第 9 条「本学に、保健管理センターを置く。」の規定に基づき設置されている。学校保健安全法及び労働安全衛生法に即して定めた福井大学保健管理センター規程（福大規程第 48 号。以下「センター規程」という。）第 2 条において、「センターは、福井大学の保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。」と、明確に設置目的を定めている。

また、この目的を達成するため、センター規程第 3 条において以下のような業務を規定している。

【資料集 P.17 規則等 03 参照】

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導
- (3) 精神的、身体的健康相談
- (4) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者に加えて、慢性疾患、がん疾患を含めた障がいに関する指導援助
- (5) 環境衛生及び伝染病の予防についての指導援助
- (6) 保健管理計画の立案についての指導援助
- (7) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (8) その他健康の保持増進について必要な専門的業務

【評価結果とその理由】

センター規程内に、設置目的及び業務内容を明確に定めている。

また、センターの業務の大半は、学校保健安全法及び労働安全衛生法で定められたものに準拠しており、業務の具体的内容や実施時期には制約がある。従って、センターがまず目指すべきは、法律で規定されている業務の遂行と、その業務内容の質の向上のための絶えざる努力である。この業務遂行を通じて、福井大学の学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ることにより、大学が社会から付託されている「教育」並びに「研究」という社会的使命の遂行を、側面から支援することになる。これらはセンターの使命といえ、センターのみならず本学の目的等に合致するものであると判断し、評価を A とした。

1-2 設置目的が、本学構成員に周知されているとともに、地域・社会に公表されていること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターの設置目的が定められたセンター規程は、学内専用の電子掲示板「eOffice」及び本学ホームページ内の「福井大学規程集（公開用）」に掲載しており、学内外から閲覧可能である。また、「保健管理センターホームページ」において、より詳しいセンターの情報を掲載し、学内外に公表している。

※保健管理センターホームページ (<https://www.u-fukui.ac.jp/hoken/>) 【資料集 P.27 No.1-2-1 参照】

さらに、「学生便覧」においては、センターの設置目的に加え、業務内容やキャンパスごとの施設案内図、連絡先等の情報を掲載し、本学学生に対して情報を発信している。【資料集 P.29 No.1-2-2 参照】

【評価結果とその理由】

センター規程で規定するセンターの設置目的は、eOffice（学内専用）や本学ホームページ内の福井大学規程集（公開用）により公表されており、本学構成員及び地域・社会に広く周知・公表されている。また、保健管理センターホームページや学生便覧にも、センターの設置目的、施設案内、目的を達成するための様々な情報を掲載し、学内外に広く情報発信しているため、評価を A とした。

1-3 設置目的、活動が、中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資するものであること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターは「学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ること」を目的としており、定期健康診断、個別の相談やその対応、処置により、学生及び教職員のこころとからだの健康増進に努めている。

また、この設置目的は、以下に示す第3期中期目標・中期計画の達成に資するため、修学支援・生活支援という面からも対応するものとなっている。

<福井大学第3期中期目標・中期計画（一部抜粋）>

【中期目標3】

学生と教職員の良好な関係のもと、ステークホルダーの満足度が高い修学支援、生活支援、留学支援等とともに、高い実績を持つ就職支援を推進する。

<中期計画3-①>

組織的な連携体制のもと、修学面、生活面、就職面などの総合的できめ細かい学生支援体制を整備・運用し、ステークホルダーの高い満足度を維持する。このため、学生等への意見聴取の継続的实施等によって組織的に検証を行う。特に、就職先から高く評価されている就職支援体制を基盤として、積極的な進路相談や就職支援を一層推進し、概ね 96%前後の高い就職率を維持する。

<細分化した中期目標 3-①-1>

組織的な連携体制のもと、修学面、生活面、就職面などの総合的できめ細かい学生支援体制を整備・運用する。

第3期中期目標・中期計画の国立大学法人評価委員会による評価結果によると、「I-(1)教育に関する目標 ③学生への支援」は、「中期目標を上回る成果が得られている」との高い評価を得ている。センターでは、学生支援のさらなる推進を図るため、平成 28 年に「障がいのある学生及び教職員のための相談室」を設置し、同相談室、保健管理センター、学生総合相談室や、学生サービス課、松岡キャンパス学務課、敦賀キャンパス運営管理課、人事労務課、キャリア支援課、国際課等の事務局関係各課とも密接に連携し、

修学面、生活面、就職面など総合的できめ細かい学生支援体制を構築し、多方面からの支援を実現している。

なお、第4期中期目標・中期計画には該当する項目がないが、センターの目的を達成するための業務を遂行することで、学生支援体制の整備・運用に対し継続的に貢献している。

【評価結果とその理由】

学生及び教職員の健康は、本学の中期目標・中期計画の基盤となる人材育成や、教育研究による社会への貢献を果たすためには必要不可欠な部分であり、それを維持増進させるセンターの設置目的・活動は、本学の短期・中期の目標等の達成に資するものと判断できるため、評価をAとした。

(2) 基準1の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準2 センター等の組織

(1) 基準ごとの分析

2-1 設置目的を達成する上で必要な組織構成・実施体制が適切に整備され、機能していること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターは、文京・松岡・敦賀の各キャンパスにおける保健管理の体制・機能の充実、フィジカルヘルス及びメンタルヘルス全般に対応し、センター規程第2条において規定する設置目的を達成するため、文京キャンパスに「保健管理センター」、松岡キャンパスに「松岡地区保健センター」、敦賀キャンパスに「健康相談室」を設置している。各キャンパスのセンターは、センター規程及び福井大学保健管理センター実務小委員会要項（以下「実務小委員会要項」という。）に基づき、福井大学保健管理センター実務小委員会（以下「実務小委員会」という。）を中心として、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る取り組みを推進している。【資料集 P.17～P.20 規則等 03、04 参照】

センター組織の責任の所在については、所長は、センターの業務を掌理する、即ちセンターの管理及び運営を総括すること、副所長は、所長の職務を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行することをセンター規程に明記している。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年4月1日施行）が制定されたことに対応し、平成 28 年 3 月に「国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（福大規程第 23 号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項（学長裁定）」を定めた。【資料集 P.7 規則等 02 参照】また、平成 28 年4月に、センター規程第 6 条の2に規定する「障がいのある学生及び教職員のための相談室」を設置した。【資料集 P.21 規則等 05 参照】これを契機として、障がいのある学生及び教職員に専門的に対応するための専任教員を配置し、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることのない修学環境の整備に資する活動・支援を推進している。さらに、外国人学生に対応するため、英語で対応ができる専任教員を配置している。

また、福井大学委員会規程（福大規程第 36 号）第5条により、保健管理センターに当該組織の運営に関する事項について審議する運営委員会を設置することが規定されていることに基づき、センター規程第7条に規定する福井大学保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置している。なお、福井大学委員会規程（福大規程第 36 号）別表3により、センターの運営に関する事項を審議すること、組織構成員等について規定されており、これに基づき、センターの活動方針や各キャンパスにおける活動実施状況の確認、人事的案件の審議、自己点検・評価等を行っている。【資料集 P.1 規則等 01、資料集 P.17 規則等 03 参照】

【評価結果とその理由】

センターは、各キャンパスにそれぞれの規模に応じた保健管理に関する専門的業務を行う拠点を置き、キャンパスごとの保健管理の体制・機能の充実、フィジカルヘルス及びメンタルヘルス全般に対応できる体制を整備している。

以上の理由から、その設置目的を達成できる十分な組織構成で機能的に運営されていると判断し、評価をAとした。

2-2 設置目的を達成する上で必要な構成員が適切に配置されていること

評価：B

【基準にかかる状況】

センターは、センター規程第4条において「保健管理センター所長、副所長2名以内、専任教員、技術職員、その他必要な職員」を置くことが既定されている。センターの業務は、フィジカルヘルス及びメンタルヘルス全般に大別されることを踏まえ、各キャンパスへは規模等を考慮しバランスを考慮して構成員を配置している。

また、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条に基づき、文京キャンパス及び松岡キャンパスに「学校医」を置いている。学校医は、主に本学医学部附属病院の医師が併任し、各キャンパスの実情に応じ配置数を決定している。

以下は令和5年度の構成員である。

<文京キャンパス>

所長(専任) - 教授 内科医・産業医 1名

副所長(所長兼務) - 1名

講師 - 精神科医 1名

特命講師 - 公認心理師・臨床心理士 1名

看護師 2名

保健師 1名

<松岡キャンパス>

副所長(兼任) - 准教授 皮膚科医・アレルギー専門医 1名

講師 - 公認心理師・臨床心理士 1名

看護師 1名

保健師 1名

<敦賀キャンパス>

看護師 1名

《学校医》

文京キャンパス 婦人科相談担当 6名(主となるものが不在時に他の5名が対応する)

松岡キャンパス 内科相談担当 2名、精神科相談担当 1名、整形外科相談担当 1名、
婦人科相談担当 1名、歯科口腔外科相談担当 1名

松岡キャンパス保健センターには常駐する医師がいないため、緊急時に医師の意見等を必要とする場合には、文京キャンパス保健管理センターに常駐する内科医の所持する院内携帯に連絡し、必要な意見や判断を得ることが可能となっている。このホットラインにより、松岡キャンパスのマンパワー不足を補い、緊急時の対応がよりスムーズになっている。

また、学生からの要望により学校医による健康相談を実施しており、医師による専門的な健康相談や必要な場合には附属病院受診手続・他の医療機関紹介を行っている。

【評価結果とその理由】

センターは、センター規程に定める職員を、各キャンパスの規模等を考慮して配置している。文京キャンパスには、医師や公認心理師・臨床心理士、看護師といった専門のスタッフをその規模に応じて配置しているが、松岡キャンパスには常駐医師の配置がなく、学生の希望により健康相談を担当する学校医が配置されているのみである。学校医は、通常、本学医学部附属病院での業務に就いており、附属病院がキャンパス内にあるとはいえ緊急時の対応は困難であり、文京キャンパスの内科医に院内携帯で必要な意見や判断を仰ぐことはできるが、やはり常駐医師の配置が必要と判断する。なお、敦賀キャンパスについては、学生・教職員の人数・規模から考えて、看護師1名の配置が妥当であると判断する。

以上の理由により、松岡キャンパスの常駐医師の配置が不足していることから、評価をBとした。

(2) 基準2の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

「障がいのある学生及び教職員のための相談室」に専任教員を配置し、障がいの有無によって分け隔てられることのない修学環境の整備を強く推進している点が非常に優れている。

【改善を要する点】

松岡キャンパスは、敷地内に附属病院があり緊急時の対応が比較的容易であることや文京キャンパス内科医による緊急時の医師対応連絡網が措置されているという状況ではあるが、やはり常駐医師を配置し、保健管理センター内で緊急の対応を可能にすることが望ましい。

基準3 活動状況と成果・効果

【基準にかかる状況】

センターは、その設置目的等を達成するため、センター規程第3条に規定された業務を、各キャンパス保健管理センターでの活動を通じて実施している。

<福井大学保健管理センター規程(一部抜粋)>【資料集 P.17 規則等 03 参照】

福井大学保健管理センター規程

平成 28 年 4 月 1 日施行、福大規程第 48 号

(目的)

第 2 条 センターは、福井大学(以下「本学」という。)の保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導
- (3) 精神的、身体的健康相談
- (4) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者に加えて、慢性疾患、がん疾患を含めた障がいに関する指導援助
- (5) 環境衛生及び伝染病の予防についての指導援助
- (6) 保健管理計画の立案についての指導援助
- (7) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (8) その他健康の保持増進について必要な専門的業務

1. 学生の健康診断

センターでは、学校保健安全法に基づき、定期健康診断及び特殊健康診断を実施し、学生が自分の健康状態を把握する機会とし、健康の保持・増進と、学生自身が自己管理できるようサポートしている。健康診断では肝機能検査、血液検査、尿検査などのデータが得られており、健康診断の結果をもとに、指導が必要な学生に対して呼び出しや電話で看護師、保健師が健康状態を確認している。その上で必要な場合は内科医師、精神科医師、婦人科医師、公認心理師・臨床心理士との日程調整を行い、面談、指導を随時行っており、疾病の早期発見や健康維持が可能となっている。また、面談時に現在の体調や生活習慣、困りごとなどを確認し、経過観察の学生には生活指導を行い、検査や治療が必要な学生には病院紹介を行っている。

健康診断の対象となる学生は、文京キャンパス約 3,800 名、松岡キャンパス約 960 名(大学院医学系研究科生は就業先で受検しており、希望者のみ学部生とともに受検している。)、敦賀キャンパス約 40 名であり、健康診断の実施状況等は以下のとおりである。

1) 定期健康診断

定期健康診断は、年 1 回、全学生を対象に実施している(外部健康診断機関に委託)。検査項目は、身長・体重計測、血圧測定、尿検査、胸部X線検査(文京キャンパスは新入生・卒業年度生のみ。松岡キャンパスは全学年。)、血液検査(新入生のみ)、問診(web 入力)である。

実施時期については、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和 2 年度以前は例年 4 月に実施していたが、コロナ禍には、従来の実施時期に登学禁止となったため、必要に応じて実施時期を変更する等柔軟に対応し、感染防止対策を講じたうえで確実に年 1 回の実施を継続している。具体的な感染防止対策として、学生が密集することを避け実施時期や場所を分散し、各検査の導線を一方通行にする、またマスクの着用や実施場所の換気等の対策を講じている。受検日を数日設けたことで、体調不良やカリキュラムの都合で割り当てられた日時に受けられない場合も、当初から設定している別日に受検することが可能となった。

学部の受検率は、コロナ禍以前をみると、文京キャンパスはおよそ85～95%、松岡キャンパスは、ほぼ100%であったが、コロナ禍以降は低下しており、文京キャンパスは学部別ではおよそ60～85%、3学部平均では60%後半で推移している。なお、松岡キャンパスにおいては、医学部附属病院に隣接していることもあり感染拡大防止のため、令和2年度及び3年度は講義・演習・実習あるいは就職試験のため健康診断受検が必須である学科・学年に限定して実施することとなり、令和2年度は医学科2～4年及び看護学科1年、3年を、令和3年度は医学科2年（当該年度に入学した学士編入学生5名のみ実施）を対象外とした。この影響を受けて、令和2年度の医学部平均受検率は45.7%と大きく落ち込んだが、令和3年度は85.5%、令和4年度90.2%、令和5年度94.4%と回復している。また、敦賀キャンパスにおいても、95%以上を維持している。

【資料集 P.32～P.54 No.3-1-1-1～No.3-1-1-23 参照】

2) 特殊健康診断

①放射線業務従事者及びX線取扱者に対する健康診断

実験・研究で放射性物質等を取り扱う学生を対象に、特殊健康診断（問診と血液検査）を実施している。対象となる学生の教育訓練等の企画は研究推進課が中心に行い、教育訓練（オンライン研修）を受講した学生が健康診断を受ける。受検率は100%を維持している。

【資料集 P.55 No.3-1-2-1 参照】

②有機溶剤・特定化学物質などを取り扱う学生の実態調査及び特殊健康診断

実験・研究で有機溶剤・特定化学物質等を取り扱う学生を対象に、職員の労働安全衛生法の規定に準じて、安全衛生管理の観点から実態調査を行い、該当者には特殊健康診断（問診・血液検査・尿検査・胸部X線検査）を実施している。受検率は100%を維持している。

【資料集 P.56～P.58 No.3-1-2-2～No.3-1-2-4 参照】

③留学生（非正規生）健康診断

非正規生の留学生は定期健康診断の対象に含まれないため、健康管理の一環として、希望者に対して健康診断を年1回、11月に実施していた。令和2年度からは、健診項目や内容を国際課とともに検討し、定期健康診断の項目に準じ、定期健康診断日程内に含め実施することに変更した。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は対象者がいなかったが、令和3年度以降は、1年以上在籍の留学生を対象とし、健診希望を確認後実施している。

【資料集 P.59～P.60 No.3-1-2-5～No.3-1-2-6 参照】

3) その他の活動

コロナ禍の経済困窮から全国的に問題となっている「生理の貧困」を懸念した県内在住の医師（本学卒業生）からの寄付の申し出が契機となり、基金事務局の協力を得て、令和3年4月から、女子学生（留学生を含む）に対し継続的に生理用品配付支援を行っている。

2. 職員の健康診断

職場における健康診断は、職場において健康を阻害する諸因子（有毒なガス、蒸気、粉じん、化学物質等）による健康影響を早期発見すること及び総合的な健康状況を把握することのみならず、労働者が当該作業に就業してよいか（就業の可否）、当該作業に引き続き従事してよいか（適正配置）などを判断するためのものと位置付けられている。また、労働者の健康状況を経時的変化を含めて総合的に把握したうえで、労働者が常に健康で働けるよう保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックしていくものである。

文京キャンパス及び松岡キャンパスには産業医・衛生管理者を配置し、教職員の健康管理に携わっている。対象となる教職員は、文京キャンパス約550名、松岡キャンパス約1,860名、敦賀キャンパス20名であり、健康診断の実施状況等は以下のとおりである。

1) 定期健康診断

教職員の定期健康診断は、年1回6月に実施している（外部健康診断機関に委託）。疾病の早期発見、

予防のみならず労働者の就業時及びその後の適正配置の判断に資するため、健康診断項目に貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、心電図検査、血糖検査、尿検査、胸部 X 線検査等を含めて実施している。本学附属病院で夜勤に従事する医師、看護師約 550 名のみ、12 月に2回目の健康診断を実施している（特定業務従事者健康診断）。

労働安全衛生法が適用されて以降、定期健康診断の位置づけを教職員に意識付けするという活動から始め、徐々にではあるが教職員に「定期健康診断を受ける義務がある」という意識が根付き、令和 5 年度では文京キャンパスの受検率は 98.7%、松岡キャンパスの受検率は 99.9%、敦賀キャンパスの受検率は 100%を達成している。また、人間ドック等を受検するため大学が実施する健康診断を受けないという教職員については、代替として人間ドック等の結果提供を求めている。

令和元年度から令和 5 年度までを比較すると各キャンパスともに受検者数、有所見者数は横ばいとなっている。

【資料集 P.61 No.3-2-1-1 参照】

2) 特殊健康診断

特殊健康診断は、有害な業務に従事している労働者を対象としており、有機溶剤健康診断、鉛健康診断、四アルキル鉛健康診断、特定化学物質健康診断、高気圧作業健康診断、電離放射線健康診断、じん肺健康診断、歯科健康診断等があげられる。健康診断項目は使用化学物質等によって異なり、それぞれの有害業務に起因する疾病が発現する程のばく露を作業者が受けないようにすることを健康診断の目的として実施している。

教職員の特殊健康診断は、6月と12月の年2回実施することとし、対象は使用化学物質等の調査を事前に行った上、選別している。令和元年度から令和 5 年度までを比較すると大きな変動はないが、松岡キャンパスにおいては、RI 部門等放射線を取り扱う者が多いため電離放射線検査の対象が多い。

【資料集 P.62 No.3-2-2-1 参照】

3) がん検診（生活習慣病検診）

教職員のがん検診は、年1回秋に実施している（外部健康診断機関に委託）。項目は胃がん検診（胃透視検査）、肺がん検診（喀痰検査）、大腸がん検診（便潜血1回法）、前立腺がん検診（PSA 採血）、卵巣・子宮がん検診（CA125 採血）、消化器がん検診（CEA 採血）、膵・胆がん検診（CA19-9 採血）、肝臓がん検診（AFP 採血）、尿酸値検査、乳がん検診（マンモグラフィ2方向撮影及び視触診）、子宮がん検診（子宮頸がん細胞診）、血糖値 HbA1c、ABC 検診、貧血検査を実施し、検査費用は大学で概ね半額、血液検査については 500 円助成している。

【資料集 P.63 No.3-2-3-1 参照】

4) その他の活動

人事労務課安全衛生担当との連携のもと、伝染性疾患予防とフィジカル及びメンタルヘルスに関するその他の活動も行っている。文京キャンパス及び敦賀キャンパスではインフルエンザ予防接種、麻疹の抗体価検査が実施されており、附属病院を併設する松岡キャンパスでは医療行為に必要な各感染症の抗体価検査及び予防接種も実施している。（5. 伝染病予防についての指導援助 参照）

健康増進の一環として、Web による健康づくりセミナー（メンタルヘルスに関するもの）などが実施されており、こころとからだの健康支援を行っている。

3. 学生の健康相談

センターを訪れた学生に対して、突発的な発熱やケガに対しては初期対応を行っている。また、応急処置だけでは見過ごせない症状等を伴うケースにおいては、センター医師（内科医、精神科医、皮膚科医）、学校医（内科、整形外科、産科婦人科、精神科、歯科口腔外科）及び本学附属病院医師の指示を仰ぐとともに、医療機関の受診を勧めている。

様々な不調を訴える学生においては、単に疲労や身体的要素が起因するだけでなく、精神的な問題で不適応に陥る者がいる場合や、些細な悩みにとどまらず治療を要する精神疾患が混在している場合がある。センターでは、医師による健康相談と、臨床心理士・公認心理師による心理・学生相談、看護師、保健師による健康

相談を常時実施している。

敦賀キャンパスの学生は、健康相談室にて常駐する看護師が対応しているが、文京キャンパスの保健管理センターにおいて医師による健康相談や診察、臨床心理士による心理相談を受けることも可能な体制をとっている。令和3年度より、学生総合相談室のカウンセラー（文京キャンパス）による出張相談を月に1度開催しており、これにより学生は、カウンセラーに直面して相談をする機会が得られるようになった。

1) 内科、整形外科、婦人科、歯科口腔外科健康相談

- ①内科相談・・・学生の個人的な健康相談にとどまらず、全学生の健康診断や事後措置、感染症発生時の対応等、大学をとりまく環境で生ずる様々な問題において、本学附属病院や各部局とも連携しながら、必要な措置対応にあたっている。
- ②整形外科相談・・・外科的には、日常生活の中で、あるいは運動中に、転倒などによる捻挫や打撲、外傷等の突発的な衝撃による負傷で来所する者が多く、センターにおいては、湿布貼付や創傷処置等の応急処置を行う。医師の診察では、疼痛部位などの局所の負担を減らす工夫や、安静と運動のバランス等の指導が行われるが、診察後、X線等の精査が必要となった場合は、改めて、本学附属病院等の受診手続きのうえ、引き続き、外来診療にあたるケースが多い。
- ③婦人科相談・・・女子学生が気軽に相談できるよう、学校医は女性医師が担当している。文京キャンパスでは、年5回医学部附属病院婦人科医師による婦人科相談を実施している。松岡キャンパスでも同様の理由で学校医は女性医師が担当している。学生から婦人科医師に相談希望の申し出があれば、学校医と学生との日程を調整し面談を行う。学校医との相談の結果、精査が必要になる場合にも、学校医の外来診察日に合わせ、婦人科外来を紹介する等の配慮を行っている。
- ④歯科口腔外科相談・・・学校保健安全法に掲げられている健康診断の検査項目、「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」については、大学生における受診義務はなく、本学の定期健康診断においても実施していない状況にある。青年期には、歯科検診を受ける機会が少なくなることで、歯や口腔の自己管理がおろそかになりやすく、そのため、齲歯（虫歯）が放置される傾向にあり、また、歯周病が始まるなどの問題が指摘されており、学生においても、歯科疾患の予防ならびに、歯・口腔の健康の保持・増進を図ることが重要と考える。齲歯や智歯などの治療は、かかりつけ医や本学附属病院の受診を勧めている。

2) 精神科相談、心理・学生相談

文京キャンパスでは、発達障害・精神的な相談が多く、センターに常駐する精神科医及び公認心理師・臨床心理士が学生の状態を見極めて、学外クリニックに紹介し受診に繋げるケースも多々ある。学生総合相談室を利用する学生も多く、それぞれの機能特性を生かした支援体制を反映しているものと思われる。

学生相談実数と延数を見ると、実数の増加に比べ、相談延べ数が増加傾向となっている。これは、学生相談利用のリピーターが増加していることを示している。この要因としては、障がいのある学生の一人ひとりの“生活・修学上の困りごと”に対し、細やかに幅広く対応できた結果であると考えられる。障がいのある学生が障がいによって不利益を被ることなく充実した生活が送れるよう、関連部局との連携を通じて一人ひとりのニーズに合わせた支援を目指しており、その効果は結果から期待できると考える。【資料集 P.64～P.67 No.3-3-2-1 ～ No.3-3-2-4 参照】

松岡キャンパスでは、松岡地区保健センターと学生総合相談室が連携して、きめ細かな精神科相談を行っている。学校医相談により受診に繋がる学生は多く、学外クリニックを受診する際は、精神科学校医の紹介状を持参することでスムーズな受診につながっている。すぐに受診に繋がらない場合でも、定期的に経過を観察するため学校医面談を継続する場合がある。【資料集 P.68～P.70 No.3-3-2-5 ～ No.3-3-2-7 参照】

留学生は異文化への適応困難から精神疾患を発症しやすいことが知られており、文京キャンパスでは令和2年度後期より年2回、学生サービス課、国際課と連携し、来日外国人留学生に「こころのアンケート」を配信し、気がかりな学生や相談を希望する学生に、相談機関を紹介するメールを配信している。文化・言語的な壁から留学生の支援要請は遅れることが予想されるが、アンケートを定期的に配信することにより、身近に相談機関があることを知らせ、また、支援が必要な学生に留学生担当職員、カウンセラー、精神科医による面談を行うことが可能となった。そのため、留学生のメンタル不調の予防及び早期発見に、留学生こころ

のアンケートは有効であったと考えられる。【資料集 P.71 No.3-3-2-8 参照】

文京キャンパスでは、留学生支援として第2・4火曜日に留学生向けカウンセリング枠を用意しており、留学生が気軽に来所、相談しやすくしている。【資料集 P.72 No.3-3-2-9 参照】また、英語も日本語も会話困難な学生に対し、コミュニケーション可能な携帯外国語翻訳機（ポケット）を令和3年度にセンター事務室に設置し、スムーズな対応ができるようにしている。

3) 相談体制の拡充

新型コロナウイルス感染拡大により、学生が長期間登学できないなど大学生活に多大な影響を及ぼした。また、教職員も交代制勤務や在宅勤務導入等による出勤制限等、通常勤務が困難な状況が生じたが、そうした状況下でもセンターの機能を維持し相談の受け入れを継続するため、これまでの対面での面談に加え、令和2年度より Web 会議ツールを用いたオンライン相談体制を整えた。また、これまで補助的な扱いであった電話相談も導入し、学生との電話がスムーズにつながるように通話中も話し中にならず外線が受けられる電話回線に変更し、学生等の相談に対してより迅速な対応を可能とした。これにより、体調不良による自宅療養や精神的理由により登学できない学生、県外に帰省した学生など、多様な理由を抱える学生がより気軽に相談することが可能となり、学生の健康管理や復学調整などへの汎用性が高まった。【資料集 P.73 No.3-3-3-1 参照】

また、令和5年度に「総合障害学生支援システム」を導入し、オンラインで相談予約・受付ができるシステムを整備した。これにより、これまで予約手段は電話、手紙、メールのみであったが、学生が自ら予約の空き状況を確認して予約や予約のキャンセルをすることが可能となり、大変好評である。【資料集 P.74 No.3-3-3-2 参照】

4. 教職員の健康相談

センターでは、教職員の健康をサポートするためにさまざまな健康相談サービスを提供している。本業務は、産業医と保健師が主に担当している。

その概要は以下のとおり。

1) 健康診断

センターでは、定期的な健康診断を実施し、教職員の健康状態を把握している。検査結果において要精査等指摘があった教職員の健康相談を実施し、必要に応じて専門医への紹介を行う。

2) メンタルヘルスサポート

ストレスチェック受診が教職員に義務付けられている。その結果、高ストレス者には産業医面談を促している。ストレスチェックの結果について学長にも報告し、教職員の心の健康を守っている。また保健管理センターの精神科医や臨床心理士・公認心理師によりストレスやメンタルヘルスに関する相談が受けられ、必要に応じて専門医への紹介を行う。

3) 健康相談・応急処置

センターにおいて教職員の突発的な発熱やケガに対する初期対応に、医師や看護師、保健師が対応している。また、健康相談にも随時対応している。

5. 伝染病予防についての指導援助

学校保健安全法施行規則第18条(旧・学校保健法施行規則第19条)に定められた「学校において予防すべき感染症」の予防や感染防止は重要な課題である。近年全国各地で麻疹、風疹の流行が繰り返されており学生や教職員の集団発生を防ぐことが求められている。このことより麻疹と風疹の予防接種歴について、センターでは入学予定者の接種歴を確認するとともに未罹患で接種が1回だけの学生には入学前の予防接種を勧めている。インフルエンザについては、医療機関受診、診断確定後に報告を受ける体制を整えている。

グローバル化の推進に伴い年々増加しつつある留学生については、結核予防のため本国での胸部 X 線検査を確実にを行うように国際課と協力して指導している。また本学学生が他国に留学するときに必要な予防接種には日本で認可されていないものもあるため、トラベルクリニックや旅行外来、渡航外来の受診相談な

ども行っている。

医学部のある松岡キャンパスにおいては、臨床・臨地実習生対象に、医療行為を行うのに必要な B 型肝炎の予防接種及びインフルエンザワクチン接種を毎年実施している。さらに麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎は、入学前にワクチンを 2 回接種するか、罹患歴のあるものは抗体価検査を受け、その検査結果の写しを提出してもらい、学内や実習先で感染が拡大しないように予防している。

令和元年度末から世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、その予防、隔離、治療において近来稀にみる感染症であった。令和 2 年度以降、センターにおいて、症状のある学生や教職員の帰宅・医療機関への受診の勧奨、指導を行った。また大学としての職域接種においては、ワクチン接種時の体調不良者への救護を中心に従事した。また、大学祭出展者における感染確認業務を求められた時には、抗原検査の集団検診によるスクリーニングも担当した。令和 5 年 5 月に第 5 類への移行後も発熱者への対応を常時行っている。

6. 障がいのある学生及び教職員のための相談室活動状況

1) 全学的な障がい者支援体制の整備

平成 28 年 4 月 障がいのある学生及び教職員のための相談室 設置

平成 29 年 4 月 障がい者支援の専任教員 着任

平成 29 年 4 月 学生の合理的配慮申請書 作成

2) 学内のバリアフリー環境整備

学内のバリアフリー計画の実施検討に参画し、環境整備課の依頼に対応して学内施設を調査し、指導・助言を行っている。また、滑り止め及び階段段差の認識向上のため、学内階段に段鼻シールを貼付する活動を継続的に実施している。具体的な改善事項は以下のとおり。

令和元年 8 月 点字ブロック敷設延長工事

令和 2 年 2 月 多目的トイレ調査

令和 4 年 工学系 1 号館の自動扉の改修

令和 4 年～令和 5 年 階段の段鼻シール貼付

3) 障害者週間の開催

「障害者週間」は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間に国、地方公共団体、関係団体等が行う障がいに関する意識啓発を目的とした取組である。本学においても、意識啓発に係る取り組みの展開のひとつとして、イベントを実施している。

4) 入学前の事前相談

障がいをもつ本学入学志願者から修学上希望する配慮事項を記載した「事前相談申請」の提出があった場合、また、合格者から障がいに関する入学前相談があった場合に、その相談に対応している。障がいのある入学志願者等の事前相談については、大学ホームページにも情報を掲載し (https://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/examination/sochi/)、地域・社会にも広く情報発信している。【資料集 P.76 No.3-6-4-1 参照】

5) 学生の合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 28 年 4 月 1 日施行)が制定されたことに対応し、平成 28 年 3 月に「国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(福大規程第 23 号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項(学長裁定)」を定め、合理的配慮の仕組みを整備して以降、「障がいをもつ学生及び教職員のための相談室」において、障がいをもつ学生の修学や大学生活上の配慮についての相談対応を、中心的役割を担って実施している。申請が必要と思われる学生及び関与する教員との面談をもとに、合理的配慮の内容について確認・検討を行い、申請書作成を支援し、さらに、父母等や障がいをもつ学生に関与する教職員への助言(コンサルテーション)を行っている。また、関係部局や教職員と連携し、全学的な学生支援体制を構築してサポートしている。また、学内において理解を深めるため、ホームページや学生便覧に相談窓口を掲載し、学生や教職員に周知している。

令和元年度から令和5年度の合理的配慮に関する申請者数は【資料集 P.77 No.3-6-5-1 参照】のとおりで、申請者数は精神的なものが身体的なものを上回っている。配慮決定内容分類は【資料集 P.78 No.3-6-5-2 参照】のとおりで、申請内容は各年度とも授業における配慮が最も多いが、連絡における配慮が増加傾向にある。

6) 障がいのある学生への修学支援

①先輩の SGS による履修登録相談会の開催

②課題チェックの会

スケジュール管理に苦手意識のある学生を対象に、SGS が定期的に課題の提出日や課題の提出状況を確認する時間を提供し、支援を行っている。【資料集 P.79 No.3-6-6-1 参照】

7) 障がいのある学生の就労支援

①キャリア支援課及び学生総合相談室カウンセラーとのミーティング

②保健管理センター精神科医及び学生総合相談室カウンセラーとの定期ミーティング

③障がいのある学生の就労に関する講演会の開催

④個別の障がいのある学生の就労相談同行・支援

8) 余暇支援や運動支援

①学生交流掲示板

コロナ禍で学生間の接点を失った文京キャンパスの在学学生を対象に、Google Classroom を利用した本学学生専用のオンライン交流掲示板「こころの栄養補給」を開設

②運動する会の開催

近隣の惣菜屋、パン屋、公園、神社等を目的地に散歩する会を月1~2回開催している。

③障がい者スポーツ体験(ボッチャ)

令和5年8月10日(木)開催 16名参加

9) 障がい学生サポーター(SGS)養成

障がいのある学生への個別支援、障がいのある学生支援に関するパンフレットの作成等のために、SGS の募集・養成を実施しており、学内全体で毎年度一定数を確保している。【資料集 P.80 No.3-6-9-1 参照】

7. 啓発・広報活動及び連携

1) 救急救命講習会

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を、文京キャンパスには11台、松岡キャンパスには7台(附属病院を除く)、敦賀キャンパスには1台設置し、命の尊さ・命のバトンをつなぐ・安全に対する意識向上を目的に、学生・教職員を対象に講習会を年に1~2回実施している。特に松岡キャンパスでは、将来、救命措置を行う立場である医学部生としてAEDの使い方等の基本的な救急措置を習得できるよう、平成19年度から1年生全員に対し体育の授業の一環としてAEDを取り入れた講習会を行っている。

【資料集 P.81 No.3-7-1-1 参照】

2) 啓発・広報

文京キャンパスでは、入学式における保護者向け入学支援ガイダンス、入学生全員を対象とした必修共通教育科目「大学教育入門セミナー」、「こころの成長」の講義、来日留学生を対象とした留学生ガイダンスにて、「こころの健康」について講義・啓発し、センターの活動を広報している。(8.教育活動 参照)

松岡キャンパスでは、新入生向けにフィジカルとメンタルの健康管理についての講話、講義をしており、講義を聞いた後に来談する学生も少なくない。広報活動としては、広報紙『くずりゅう』に「心身の健康」「学生の飲酒」「禁煙」などについての記事を掲載している。学生だけでなく「くずりゅうを見た」という保護者からの相談もあり、有益な広報活動であると認められる。

学生支援の内容・方法の充実と教職員の知識・意識向上を図るため、センターでは、障がいのある学生及び教職員のための相談室、学生総合相談室及び高等教育推進センターと連携して、教職員を対象に全学FD・SD研修会(学生支援講演会)を年1回企画・開催している。また、文京キャンパスでは、各

学部の教授会に出向き、毎年 FD 講演会を企画・実施している。各講演会後にはアンケートを実施し、講演会のテーマ等について各学部の要望を確認し、意向に沿ったテーマを設定しており、教員のニーズに合った講演を企画している。令和 2 年度のコロナ禍では教職員による相談実数が減少したものの、その後は多くの教職員が相談に来ており、教職員の精神的健康に貢献していると考えられる。この要因としてメンタルヘルスアンケートによる呼び出しや、FD・SD 研修会による啓発・広報活動の効果があると考えられる。【資料集 P.82～P.88 No.3-7-2-1 ～ No.3-7-2-2 参照】

文京キャンパスでは、センター、学生総合相談室、学生実行委員が合同で、令和 3 年度より、性に関するコミュニティー活動「ゆるカフェ」を月 1 回開催している。ジェンダーやセクシャリティに関する経験、考え、思いなどを参加者どうしが自由に聴きあい、カフェ形式の話し合いの場を提供することを目的としている。参加人数は継続的に 4 人以上を保っており、学生実行委員、継続参加学生の満足度は高く、学生の居場所やメンタルヘルス向上に一定の効果が確認できる。【資料集 P.89～P.92 No.3-7-2-3 ～ No.3-7-2-5 参照】

センターでは、センターホームページにおいて、施設や利用案内、健康診断、感染症予防・健康管理、研修・講演会の情報を提供している。また、「保健管理センター年報」を毎年発行し、ホームページに掲載することで、定期健康診断の結果、センター利用状況、講演会等実施状況、研究・業績報告等、センターの活動状況及びその成果等について広く情報発信している。ただし、今回の点検でホームページに記載してあるいくつかの項目で更新が遅れていることが判明したため、現在、順次更新している。【資料集 P.93～P.97 No.3-7-2-6 ～ No.3-7-2-7 参照】

3) 連携

学内では、「学生総合相談室」と日常的な協議や情報交換に加え、毎月 1 回の定期的なカンファレンスを行うなど密に連携した結果、対応の難しいケースでも適切に支援することができ、円滑な修学に繋がったケースも少なくない。これは、組織の機能分化が進んでいるものと考えられる。また、各学部の助言教員や指導教員、学生の父母等に助言・指導を行っている。これはコンサルテーション数増加に反映されている。【資料集 P.65 No.3-3-2-2 参照】

さらには、学生の履修や教育実習、不登校にからんで教務課、学生サービス課、キャリア支援課との連携や、留学生に関しては国際課との連携も行っている。

文京キャンパスでは、障がい学生の就労支援の向上を目指し、就労支援連絡会を学生総合相談室カウンセラーと定期的に行い、学外ではハローワーク職員と連携している。障がい学生における就労支援は多様であり、連携することにより個々のケースに応じた適切な支援が可能となっている。

松岡キャンパスでは、医学部学生支援医学科部会及び学生支援看護学科部会での情報共有のほか、学年主任、授業担当教員、学校医、松岡キャンパス学務課との連携も密に行い、学生支援を展開している。特に学生総合相談室とは緊密に連携し、入学時のスクリーニング検査の呼び出し面接では該当学生の面接を分担して実施するほか、新規相談申込ケースの割り振りはケースの特徴によって紹介したり引き継いだりしている。毎月 1 回の情報交換会では、学生の相談に関して共有すべき情報や対応内容などを確認している。

学外の連携においては、精神科治療がより効果的に進むよう、地域精神医療のソーシャルワーカー、カウンセラーとの迅速かつ充実した協力体制を構築している。また、性に関する学外団体との連携により、学生・教職員の支援に必要な情報を収集し助言を得ることにより、より充実した支援が可能となった。

8. 教育活動

青年期は様々な社会的役割実験を通じてアイデンティティーの確立を目指す、充実感に溢れたライフステージである。多くの大学生が修学、人間関係、恋愛などの試練に挑み、大きな成長を遂げる。しかし、青年期はここが大きく乱れる時期であり、精神的変調を来しやすい、極めて脆弱な時期でもあり、精神疾患の発症率が最も高く、健全な成長が精神疾患の発症によって大きく阻害されることが少なくない。

毎年、学部 1 年生の必修授業である共通教育「大学教育入門セミナー」において、文京キャンパスでは、喫煙の危険性、飲酒の危険性とハラスメント、薬物の危険性と制裁、感染症予防、食事（栄養）の大切さ、食中毒

の原因と予防、障がいのある学生の合理的配慮などについて理解を深めるための講義を行っている。これにより、大学入学で自由を得た学生が陥りやすい喫煙や飲酒、不規則な食事による栄養不良などを早めの授業で啓発し、健康な学生生活を過ごす心構えがもてるように働きかけている。松岡キャンパスでは、メンタルヘルスに関する講義や、新入生オリエンテーションにおいてフィジカルヘルスについての講話を行っている。

文京キャンパスでは、保健管理センター教員が共通教育科目「こころの成長」を担当し、精神障がい、発達障がい、身体障がい、障がい学生支援について講義を行っている。

松岡キャンパスでは、新入生オリエンテーションにおいて、入学時のスクリーニングの心理検査としてUPI (University Personality Inventory) と「困りごとチェックシート」を実施し、その結果に加え、定期健康診断受診カード(問診 31 項目中、メンタルヘルス関連の 6 項目の結果)に基づき、保健センターと学生総合相談室のカウンセラーが該当する学生を分担して呼び出し面接を行った。2年生以上の学生についても同様に面接を行い、可能な限り迅速に学生のニーズに応えるようにしている。

これらの教育活動は、学生に対するこころの健康を啓発する数少ない機会となっている。

(1) 基準ごとの分析

3-1 設置目的に沿った活動が、充分に行われていること

評価：A

【評価結果とその理由】

センターは、センター規程に定める設置目的、即ち「福井大学の保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ること」を目的としており、これを達成するため、基準 3 で述べた多様な業務を行っている。

学生及び教職員の定期健康診断は、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づき毎年一度行われており、特殊健康診断や生活習慣病健診等も毎年実施されている。

また、学生及び教職員の心身の健康相談、相談体制の拡充、伝染病予防についての指導援助、障がいのある学生及び教職員の支援とその充実を図る取り組み、学生の合理的配慮の推進、センターの活動や学生支援への理解を深めるための学内外へ向けた啓発・広報活動、学内外の関連する部局との連携による支援体制の強化、心身の健康保持に関する教育活動など、様々な活動を幅広く展開しており、設置目的に沿った活動が充分行われていると判断し、評価を A とした。

3-2 設置目的の達成に資する成果・効果があがっていること

評価：A

【評価結果とその理由】

教職員や松岡キャンパス学生の定期健康診断、特殊健康診断は受験率ほぼ 100%を維持しているが、コロナ禍以降、文京キャンパスの学生定期健康診断受検率が学部別ではおよそ 60~85%とやや低めで推移している。この点については、改善に向けた取り組み強化が必要と考えられる。

しかし、定期健康診断や特殊健康診断の結果により、肝機能異常、貧血などのデータが得られ、これをもとに該当する学生や教職員の面談、指導、事後措置が適宜行われており、疾病の早期発見や健康維持につながっている。

また、学生相談延数や、コンサルテーションの実数、延数は年々増加傾向が見られ、合理的配慮申請者数も増加傾向にある。さらに、発熱、腹痛、外傷、心理相談などでセンターに来る学生・教職員の数も多いことなどから、講義や講演会、各種アンケート、FD・SD 研修会の効果が現れていると判断できる。

これらのことを総合的に判断し、評価を A とした。

3-3 本学の目的等の達成に資する成果・効果があがっていること

評価：A

【評価結果とその理由】

本学は、「福井大学は、学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学

と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的でかつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とします。」としており、教育面では、学生に高度な知識と技能を提供し、地域社会との連携を深めることを目指している。さらに、研究活動を通じて新たな知見を生み出し、社会に貢献することも重要な目的としている。

この本学の目的とセンターの設置目的は「基準1-1」に記載したとおり合致するものであり、「基準3-2」では、センターの設置目的に資する成果・効果を十分あげていると判断したことから評価を「A」と判定している。これらのことから、センターでは、健康の管理と増進、疾病の早期発見や治療の手助け等を実施することにより本学の目的等の達成に資する成果・効果をあげていると判断し、評価をAとした。

3-4 本学の中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資する成果・効果があがっていること

評価：A

【評価結果とその理由】

センターは、障がいのある学生及び教職員のための相談室をはじめとして、学生総合相談室や事務局関係各課、さらには関係教員と密接に連携し、多方面から学生生活だけでなく修学面や就職面においてもきめ細かい支援を行う体制を整えており、第3期中期目標・中期計画の国立大学法人評価委員会による評価結果において、「I-1(1)教育に関する目標 ③学生への支援」は、「中期目標を上回る成果が得られている」との高い評価を得ている。学生及び教職員の心身の健康を維持増進させるセンターの活動は、本学の短期・中期の目標等の達成に資するものと判断できるため、評価をAとした。

3-5 活動状況及びその成果・効果が、学内及び地域・社会に対して公表されていること

評価：A

【評価結果とその理由】

センターホームページにおいて、施設や利用案内、健康診断、感染症予防・健康管理、研修・講演会等について情報提供している。また、毎年、受診件数、センター利用状況、FD・SD研修会等の啓発活動、研究業績等をまとめた「保健管理センター年報」を作成し、ホームページ上で公表することで、センターの活動状況とその成果を学内外に広く公表している。なお、今回の自己点検において、ホームページの更新が遅れているところが一部で見受けられたため順次更新を行っており、今後も最新の情報発信を期待する。

(2) 基準3の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

センターの活動状況及び成果・効果については、センターホームページにて公表されている。また、受診件数、センター利用状況等を掲載した「保健管理センター年報」を作成し、同ホームページで公表されていることから、学内及び地域・社会に対して十分に情報発信されているところが優れている。

【改善を要する点】

該当なし

基準4 学生・研究者等の受入れ、支援等（該当する場合）

（1）基準ごとの分析

4-1 設置目的に沿って、学生・研究者等を適切に受入れていること

該当なし

4-2 設置目的に沿った履修指導・研究指導を含め支援等が適切に実施され、成果・効果があがっていること

該当なし

基準5 施設・設備

(1) 基準ごとの分析

5-1 活動する上で必要な施設・設備が適切に整備されていること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターは、キャンパス別に以下の施設を整備し活動している。

<文京キャンパス>

独立した建物である「保健管理センター」を設置し、診察室、処置室、静養室、生理検査室、学生相談室、多目的室、教員室、カウンセラー室、資料室、事務室、多目的トイレを有する。

<松岡キャンパス>

管理棟1階に「松岡地区保健センター」を設置し、診察・処置室、カウンセリング室、会議室、教員室、所長室・事務室を有する。

<敦賀キャンパス>

敦賀キャンパス(附属国際原子力工学研究所)3階に「健康相談室」を設置している。また、文京キャンパス学生総合相談室カウンセラーに依頼し、健康相談室付近にある「外来教員室」において、出張相談を開催(毎月第3金曜日)している。

センターは以下の設備を常設しており、学生及び教職員の身体的・精神的なプライマリーケアを行っている。

- 1 プライバシーを確保できる十分な診察室、相談室、静養室及び診療設備(例:血圧計、聴診器、体温計、パルスオキシメーター、市販薬など)を設けている。身長・体重計測、血圧検査、尿検査、視力検査などの基本的な検査を行える設備を整えており、学生及び教職員が安心して利用できる環境を提供している。診療設備の老朽化に対しては必要に応じて更新しているが、高額なものについてはフレックス予算制度を活用し、計画的な更新を推進している。
- 2 急病やけがに対応できるように、応急処置キットや市販薬、創傷被覆材、車椅子、ストレッチャー、AED(自動体外式除細動器)などを設置している。
- 3 体調不良者、障がいのある学生及び教職員が介助を要請しやすいよう、センター建物の外にインターホン、静養室や多目的トイレに呼び出しベルを設置している。

以上のとおり、活動する上で必要な施設・設備を整備している。また、松岡キャンパスでは、センターのある管理棟と医学部附属病院が接しているため、緊急時でも廊下伝いに医学部附属病院へ搬送することが可能である。

しかし、構造的な課題があり、文京キャンパスのセンターは2階建てであるが、2階への導線が階段しかない。ダイバーシティの観点から、2階にある相談室に車椅子で行けるようにエレベーターの設置が望ましい。また、センター入口前に設置されているスロープは、幅が狭い点、折り返しがあるため途中で回転が必要である点、屋根がない点から実用性に乏しく、改善が必要と考える。キャンパスマスタープラン2040の第3章3-3「文京キャンパスの施設の概要(現状と課題)」において、センターは老朽建物のひとつに挙げられており、優先的な大規模整備を行う必要があるとされているが、大きな予算が必要であるため、運営費交付金の削減等により財源の確保が困難な現状において今後の課題として残されている。

【評価結果とその理由】

センターが活動する上で必要な施設として、3キャンパスそれぞれに「保健管理センター」、「松岡地区保健センター」及び「健康相談室」を設置し、基本的な検査、応急処置及び相談等ができる環境を整備している。各キャンパス内におけるセンターの位置は学生及び教職員が認識しやすい場所にあり、アクセスも便

利である。特に松岡キャンパスでは、センターのある管理棟と医学部附属病院が接続しているため、緊急時であっても外に出ることなく医学部附属病院を利用することが可能である。

診療設備の老朽化に対応するため、フレックス予算を活用し複数所有している設備の更新を計画的に推進している。

以上により、センターは、総合的に十分な施設・設備環境が整備されていると判断し、評価を A とした。

5-2 活動する上で必要な施設・設備が有効に活用されていること

評価： A

【基準にかかる状況】

センターでは診察室及び診療設備を十分かつ円滑に活用しながら、学生及び教職員の相談や診察を行っている。また、これらの診療内容は、プライバシーが確保された環境下で適切に行われ、必要に応じてカウンセラーがストレスや不安に対処するための支援を提供することで、学生及び教職員の心身の健康の改善に寄与している。

健康診断は外部健康診断機関に委託しているが、必要に応じてセンター内の機器を使用し尿検査等一部の検査を実施している。センターの施設・設備は、学生及び教職員の健康状態を把握するために活用しており、疾患の早期発見・治療が可能となり、予防医学の観点からも重要な役割を担っている。精神的ケアの一環として、必要に応じて静養室を休養用に提供しており、これによって、学生の精神的健康のサポートにつながっている。

その他として、定期的なセンターの清掃と消毒を行い、清潔で衛生的な環境を維持している。これにより、学生及び教職員に蔓延しがちな感染症の予防に大きく貢献している。

緊急時に備えるため緊急時の呼び出しベルを医師及びカウンセラーに配付し、緊急時にセンター外にいるスタッフに応援を要請できるように備えている。また、避難経路の確認や防災設備の点検を行うことで、学生及び教職員の安全確保に役立っている。

令和 5 年度に「総合障害学生支援システム」を導入した。これにより、文京、松岡、敦賀の3つのキャンパス間で学生相談の記録が共有できる体制を構築し、キャンパス間や部局間で医師、臨床心理士、公認心理師、看護師、保健師が情報共有できるようになった。言わば電子カルテとも言えるシステムが利用できる大学は全国でも稀で、有効に活用できている。同システムの導入により、これまで予約手段は電話、手紙、メールのみであったが、オンライン上で学生が自ら予約の空き状況を確認し、予約や予約のキャンセルをすることが可能となった。【資料集 P.74 No.3-3-3-2 参照】

【評価結果とその理由】

センターは、診療設備を有効に活用しながら、学生および教職員の健康管理と精神的ケアに貢献している。また、プライバシーの確保やカウンセラーによる支援、感染症対策、防災対策など、多角的に健康と安全を守る体制が整っており、特に、「総合障害学生支援システム」の導入により、キャンパス間での情報共有が円滑化され、オンライン予約の利便性も向上している。

以上のことから、活動する上で必要な施設・設備を有効に活用し、質の高い医療・相談サービスを提供していると判断し、評価を A とした。

(2) 基準5の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

文京、松岡、敦賀の3つのキャンパス間で学生相談の記録が共有できる「総合障害学生支援システム」が構築されており、キャンパス間や部局間で医師、心理師、看護師が情報共有できるようになっている点が優れていると評価できる。

【改善を要する点】

文京キャンパスの保健管理センターでは2階に移動できるエレベーターが未設置である。また、センター入

口前に設置されているスロープは、幅が狭い点、途中で回転が必要である点、屋根がない点から改善が必要であるが、予算の関係もあり、独自の改修が困難である点が今後の課題である。

基準6 財務

(1) 基準ごとの分析

6-1 設置目的に沿った活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターは、学内配分予算である教育研究基盤経費、特定事項経費を基盤として運営している。さらに、構成員（教員）は、学内外の公募採択事業等に積極的に申請し、経費の確保に努めている。

これらの資金は十分と言えるものではないが、多方面から効率化を検討した上で、適切な執行計画を立て、経費削減や適材適所への予算配分を行うことで、診療設備の更新や必要な医薬品の購入が滞りなく行われており、毎年公平な立場から、実務小委員会委員による見直しを行っている。また、医療機器のメンテナンスや消耗品の補充、スタッフの研修費用など、活動に必要な各項目に対しても適切に配分し、継続的なサービスの質向上に努めている。

センターは、中長期的な財務計画（フレックス予算制度）を策定しており、将来的な設備投資や拡張計画に対しても計画的に準備を進めている。この計画には、突発的な設備の故障等、予期せぬ事態に備えたりリスクマネジメントも含まれている。

上記のように、財務状況を定期的に見直し、予算の適正配分や費用対効果の検証を行っている。これにより、常に最適な財務運営を維持している。

【評価結果とその理由】

センターは、効率化による経費削減や適材適所への予算配分を実施し、その見直しも適切に行っている。適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を保有・維持していると判断し、評価を A とした。

6-2 設置目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、適切に履行されていること

評価：A

【基準にかかる状況】

上述の項目6-1と重複箇所もあるが、センターは、年度ごとに詳細な収支計画を策定しており、この計画は実務小委員会によって審議・承認されている。収支計画には、健康診断、ワクチン接種、診療費用、医薬品費や設備の維持管理費、スタッフの研修費などの細部が含まれており、用途ごとに適切な予算を割り当てている。【資料集 P.98 No.6-2-1-1 参照】

また、過去の収支実績や前年度の収支結果を分析して、不足や過剰があった項目に対しては適切な修正を加え、次年度の予算計画に反映するよう、実績に基づく予算修正を行っている。各活動に対する費用対効果の分析も行い、効率的な資金運用の実現に努めている。リスクマネジメントの計画として、課題であった身長・体重計の更新を計画的に行うことを検討し、令和4年度から令和9年度にかけて財務リスクに対する包括的な管理計画（フレックス予算）を策定した。これにより、文京キャンパス及び松岡キャンパスにおける健康診断の継続的な実施が可能となる。

【評価結果とその理由】

センターは、必要な各項目の経費を分析し、毎年度詳細な計画を立て、その内容を実務小委員会で審議し、承認している。また、財務リスクに対する包括的な管理計画も策定し、不測の事態に対する備えを万全にするなど、その活動に必要な収支計画を適切に策定し、履行していると判断し、評価を A とした。

(2) 基準6の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

収支計画の策定と毎年の実績分析に基づいた予算の見直しを行い、適正な資金配分と効率的な運用を実現するなど、費用対効果の分析を基にした適正な予算配分と継続的な見直しを行っている点が優れている。これにより、診療設備の更新や医薬品の購入、健康診断の実施など、必要な支出を確保しながら無駄のない財務運営が行われている。

【改善を要する点】

該当なし

基準7 管理運営

(1) 基準ごとの分析

7-1 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づき適切な規定等が整備されていること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターは全学的組織として位置づけられ、福井大学委員会規程(福大規程第36号)第5条により、保健管理センターに当該組織の運営に関する事項について審議する運営委員会を設置することが規定され、別表3によりセンターの運営に関する事項を審議することや組織構成員等について規定されている。また、同規程第5条第9項の規定に基づき実務小委員会を設置している。

センターの目的、業務、教職員、職務など、センターの管理運営に関する基本的な事項はセンター規程に定められており、実務小委員会における審議事項等は、実務小委員会要項で規定している。

【整備されている関係規則等】

福井大学委員会規程(福大規程第36号)【資料集 P.1 規則等 01 参照】

福井大学保健管理センター規程(福大規程第48号)【資料集 P.17 規則等 03 参照】

福井大学保健管理センター実務小委員会要項【資料集 P.19 規則等 04 参照】

福井大学保健管理センター教員業績評価実施要項【資料集 P.22 規則等 06 参照】

福井大学保健管理センター教員業績評価基準【資料集 P.23 規則等 07 参照】

福井大学健康診断実施要項【資料集 P.24 規則等 08 参照】

福井大学保健管理センターにおける間接経費等の取り扱いに関する申し合わせ

【資料集 P.26 規則等 09 参照】

【評価結果とその理由】

センターを円滑に管理運営するため、その運営に関する事項を審議する保健管理センター運営委員会を設置するとともに、実務的な事項を審議する保健管理センター実務小委員会も設置されている。

また、必要に応じた適切な規程等も整備されているため、評価をAとした。

7-2 設置目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターの設置目的を達成するために必要な管理運営体制としては、センター規程第4条の規定に基づき、所長、副所長、専任教員、技術職員、その他必要な職員を配置し、同規程第5条にはその職務を定めている。所長はセンターの業務を掌理し、副所長は、所長の職務を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行すると規定している。

また、運営に関する事項を審議する保健管理センター運営委員会は、所長・副所長をはじめ、センターの専任教員、各学部選出の教員、人事労務課長、学生サービス課長、松岡キャンパス学務課長で構成し、センターの活動方針や各キャンパスにおける活動実施状況の確認、人事的案件の審議、自己点検・評価等、必要な審議を行っている。

さらに実務小委員会では、所長・副所長をはじめ、各キャンパスの実務者が参加することで、より具体的な運営について審議できている。

これらをサポートする事務組織として、文京キャンパスは学務部学生サービス課、松岡キャンパスは学務部松岡キャンパス学務課、敦賀キャンパスは敦賀キャンパス運営管理課がそれぞれ担当しており、様々な取り組みのサポートや委員会の事務的運営を担っている。また、センターの教員、看護師、学生総合相談室カウ

ンセラー、関係各課事務職員が毎月 1 回定期的に集まり、「学生相談担当者会議」を開催し、学生支援に関する情報共有や事例報告、課題解決に係る検討等を行っている。

文京キャンパスのセンターには事務系職員 1 名が常駐し、書類提出や締め切り、予算の執行を担当することで、センター業務がスムーズに行われており、継続的な雇用が望まれる。

【評価結果とその理由】

センターは、関係規程に基づき必要な人員を配置するとともに、下部委員会にも所長・副所長が構成委員に入るなど、その管理運営に対して強い意識で臨んでいる。また、必要な事務組織も整備されており、質の高い管理体制で運営されていると判断し、評価を A とした。

(2) 基準7の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

センターの業務を担う教職員は、保健管理センター、学生サービス課、松岡キャンパス学務課、敦賀キャンパス運営管理課、人事労務課などに所属しており、複数の部署が集まって構成している。しかしながら、実務小委員会、学生相談担当者会議など、関与する部署が連携して検討する場が中心となり、部局の垣根を越えて連絡や協力が常時行われている点が非常に優れている。

【改善を要する点】

該当なし

基準8 内部質保証

(1) 基準ごとの分析

8-1 活動の状況やその成果・効果について、自己点検・評価を行い、その結果を改善につなぐ適切な体制（内部質保証体制）が整備されていること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターの業務は、定期的な健康診断や研修会等の実施に加え、日常的な来所者（学生・教職員）への対応が主になる。

前者（定期的な健康診断や研修会）については、前年度の実施状況を踏まえ、問題点を改善した実施計画を実務小委員会で審議し、実施後にはその結果報告を行い、新たな問題点を洗い出し、その改善方法の検討を行うことで、次年度への実施につなげている。

後者（日常的な来所者への対応）については、個々への対応をカルテ方式で記録することで継続的な対応を可能としており、特異なケースについては、センター専任教員、看護師及び学生総合相談室のカウンセラーによる学生相談担当者会議においてケースカンファレンスを行うことで、お互いの対応方法に問題が無いかや適切に処理されているかなどの自己点検を行っている。

また、毎年度「保健管理センター年報」を作成・発行しており、センターの活動状況やその成果・効果について内部点検を行い公表している。これは令和5年度版で第44号と長期間継続しており、保健管理センターのホームページにも掲載し、広く一般に公表されている。【資料集 P.93～P97 No.3-7-2-6～No.3-7-2-7 参照】

さらに、3年ごと（現在は6年ごとに実施）に中期的な活動状況の確認・点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成することで、その結果を改善につなげている。

【評価結果とその理由】

センターは、実務小委員会や学生総合相談室と共同開催の学生相談担当者会議において、日常的な自己点検・評価を行い、業務の改善に努めている。

また、年1回の「保健管理センター年報」や3年ごと（現在は6年ごとに実施）の「自己点検・評価報告書」の作成により、中期・短期での活動状況の確認・点検評価を実施しており、その結果を改善につなぐ適切な体制を整備している。

以上の理由により、評価をAとした。

8-2 内部質保証体制が有効に機能していること

評価：A

【基準にかかる状況】

センターでは、健康診断、フィジカル及びメンタルに関する健康相談、診療、カウンセリング、健康教育、FD講演会等、学生及び教職員の健康保持増進を図る活動を業務として行っている。これらの業務を実施している体制、活動状況の成果等について、定期的な自己点検・評価を以下のとおり実施している。

年に1回、全業務の自己点検・評価を実施（これには診療、カウンセリング、健康教育、予防医療が含まれる。）し、評価は、センターの目標達成度、業務効率、学生によるアンケート、合理的配慮や学生支援で関わった教員からの日常的な聞き取りなどを基に行っている。また、3年に1回（現在は6年ごとに実施）、部局等自己点検・評価の結果をまとめた報告書を作成している。本報告書には、センターにおける活動状況の確認事項、評価結果、改善点、推奨する改善策を明記し、センターの全スタッフに共有している。

自己点検・評価結果に基づいて具体的な改善策を策定し、実行に移している。改善策の進捗状況は、月

次の実務小委員会で確認し、その効果を評価し、必要に応じてさらなる修正・改善について検討する。自己点検・評価の結果や改善計画は、大学全体及び学生に対して透明性を確保するために大学ホームページに公開されている。これにより、センターの活動に対する信頼が高まり、改善策の効果が広く認識されている。

【評価結果とその理由】

センターは、各種健康診断、相談体制、カウンセリングなどが十分に機能している。これらの全業務の自己点検・評価を実施することで、定期的な評価と改善が行われている。さらに、学生や教職員からのフィードバックを活用し、スタッフによる支援や支援体制の有効性を検討・確認することができている。これらの取り組みによって、内部質保証が有効に機能していると判断し、評価を A とした。

8-3 全学テーマ別自己点検・評価に係る点検・評価項目の基準等が満たされていること。(該当する場合)

(1) 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメントに関する相談・助言体制が整備されていること

評価： A

【基準にかかる状況】

センターは、以下の点で包括的な相談・助言サービスを提供している。

- 1 専門スタッフの配置： 相談・助言を担当する専門スタッフ（経験豊富な医師、看護師、カウンセラーなど）が配置されており、それぞれの専門知識と経験を活かして学生のニーズに対応している。これにより、専門的かつ質の高い助言を提供することが可能となっている。
- 2 相談室の設置： 学生が気軽に相談できるよう、センター内に相談室を設置している。この相談室は、プライバシーが確保された環境で、個別相談を行うための設備が整っている。
- 3 オンライン相談の導入： コロナ禍により、来学が難しい学生や対面での面接が困難な学生に対応するため、電話や Web 会議ツールを用いたオンライン相談（遠隔相談）ができる体制を構築した。また、令和5年度に「総合障害学生支援システム」を導入し、学生自らがカウンセラーの空き時間を確認し自由に予約できるオンライン予約サービスを導入した。
- 4 キャリア相談の充実： 就職や進路に関する相談・助言体制を強化し、個別相談を行っており、必要時に専門窓口を紹介している。これにより、学生が将来のキャリアを見据えた具体的な助言を得ることができる。
- 5 ハラスメント相談体制： ハラスメント関係はセンターの所掌業務ではないが、学内における各種ハラスメントに関する相談があった場合は対応しており、学生及び教職員が安心して相談できるよう、プライバシーを厳守した対応を徹底している。また、文京キャンパスでは、各学部の要望に応じてハラスメントに関する FD 講演会を教授会に出向いて開催し、ハラスメント防止のための教育・啓発活動も実施している。
- 6 定期的評価と改善： 相談・助言サービスの質を高めるため、定期的なスタッフミーティングで問題点等を共有し、具体的な改善策を検討している。
- 7 連携体制の確立： 学生総合相談室、障がいのある学生及び教職員のための相談室、学生サービス課、教務課、松岡キャンパス学務課、キャリア支援課、国際課等、学内の他の部局と連携し、統合的な支援体制を構築している。これにより、学生がどの窓口にも相談しても適切なサポートが受けられるようになっている。

【評価結果とその理由】

センターは、複数の専門スタッフを配置し、それぞれが有機的に機能していることで、学生及び教職員に対して十分な各種相談・助言体制を確保している。さらには他の部局との連携も常時行われている。教育、啓発活動も学内全体の資質向上に寄与していると認められる。

センターは専門スタッフを配置し、物理的な相談窓口だけでなく、オンライン相談を導入し、学生の事情によって相談方法の選択を可能としている。身体面・精神面はもとよりキャリア相談、ハラスメント相談に至るまで、幅広い相談に対応し、学内の関連する部局との連携体制を整えるなど、学生に対して十分な各種相談・助言体制を確保していると判断し、評価を A とした。

(2) 障がいのある学生、その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対する生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて支援を行っていること

評価: A

【基準にかかる状況】

センターは、「障がいのある学生及び教職員のための相談室」を平成28年4月に設置し、以下の点から特別な学生の支援を行っている。

- 1 障がいのある学生や特別な支援を必要とする学生に対応するための専門スタッフ(障害学生支援担当者、カウンセラー、医師、看護師)を配置している。
- 2 合理的配慮の個別相談と支援計画の策定: 学生のニーズに応じて個別相談を受け、合理的配慮の調整を行い、修学支援の計画を策定している。これにより、学生の個々の状況や要望に合わせた支援を提供している。
- 3 総合障害学生支援システム: 合理的配慮に係る個人情報厳格に保存・管理し、配慮が必要な授業等に関与する教員と情報を共有し、適切な障がい学生支援に繋げることを目的として、「総合障害学生支援システム」を令和5年度に導入した。これにより、合理的配慮の一連の手続きがシステム化され、障がいを持つ学生への支援体制がよりいっそう強化された。また、これまでの情報共有は、メールや紙媒体であったが、学内ネットワークのみでアクセスできるところにデータを保存し、情報漏洩等のリスク回避に努めている。【資料集 P.74 No.3-3-3-2 参照】
- 4 アクセシビリティの向上: キャンパス内の施設や設備、情報提示のアクセシビリティを向上させるため学内調査を行い、関係部局と協働し障がいのある学生が円滑にキャンパスライフを送れるように支援している。
- 5 支援機器の貸出: センターでは、貸出用の視覚・読解支援機器(音声読み上げソフトウェア、聴覚支援機器(拡大音声機、ノイズキャンセリングヘッドフォン、イヤーマフ)、睡眠支援機器(光療法器、光目覚まし時計)などを備え、障がいのある学生及び教職員に対して貸し出しを行っている。【資料集 P.102 No.8-3-2-1 参照】
- 6 学修支援体制の提供: SGSによる学修支援体制を整備しており、学生が安心して学び、生活できるように支援を提供している。具体的には、レポートやミニレポートを書く際に、形式や内容において困っている学生に、見本探しを手伝ったり、学生の作文を添削したりするなどの個別指導を行っている。令和5年度は SGS に8人登録しており、その内4人が直接の学修支援を行った。その4人には、障がい学生支援担当者がその都度コンサルテーションを行った。SGSによる支援を受けた障がいのある学生には、利用を継続する者が多く、支援利用中は、課題を計画的に遂行することができるようになる等の効果が現れている。利用学生への学期末アンケートでは、「この学修支援を続けてほしい」という意見が寄せられている。
- 7 精神的健康の支援: 心理的な支援が必要な学生に対して、カウンセリングや心理療法を提供している。また、運動を行うことで障がいや疾患の症状の改善や予防を図るという運動療法の趣旨のもと、運動支援及び余暇支援を提供している。障がい者スポーツの普及にも力を入れており、障がいのない学生や教職員が参加する機会を設け、障がい理解向上に務めている。
- 8 就職支援の提供: 障がいのある学生や特別な支援を必要とする学生のために、適性にあった就職先を探せるように、就職支援を提供している。キャリア支援課、ハローワーク、病院や企業との連携、適性理解のカウンセリングを通じて、学生の適性に応じた就職活動をサポートしている。これにより、学生

が将来のキャリアを見据えた具体的な助言を得ることができる。

- 9 情報提供と啓発活動：文京キャンパスでは、各学部の要望に応じて、障がい支援に関するFD講演会を教授会に出向いて開催し、合理的配慮や障がい支援の理解向上のための教育・啓発活動を実施している。また、障がいのある学生や特別な支援を必要とする学生に対して、キャンパス内外でのリソースやサポート情報を提供するとともに、障害者スポーツイベントの「チャレンジ!ボッチャ」や障害者週間の展示などの啓発活動を通じて、学生や教職員の障がいへの理解と共感を促進している。【資料集 P.104 No. 8-3-2-2 参照】
- 10 定期的な評価と改善：合理的配慮の提供状況や効果を定期的に評価し、必要に応じて改善を行っている。合理的配慮申請学生には定期的に、合理的配慮の提供状況を確認し、問題があれば、学内の関係部局と連携し調整を行っている。申請学生の助言教員に、半年に1~2回程度、授業の様子を伺い、教員側の配慮提供に係る困難さ軽減に努めている。学修支援の利用学生とSGSには、事後アンケートを実施しており、学生からのフィードバックを活用し、サービスの質の向上に努めている。また、課題チェックを担当しているSGSと障がい学生支援担当者が集まり、学期に1回、支援状況の共有や支援の振り返りのために、課題チェック反省会を行っている。【資料集 P.106 No.8-3-2-3 参照】

【評価結果とその理由】

センターの取組として、合理的配慮の個人情報情報を厳格に保存・管理するため令和5年度に「総合障害学生支援システム」を構築したことは、要配慮個人情報情報を管理する組織として評価できる。これまでのメール送信や紙媒体での共有では、情報漏洩等のリスクが起ころうる可能性があったが、令和5年度以降は、大学内のネットワークでのみアクセスできる場所で保存するようになり、リスク回避に努めた点も評価できる。

センターは、障がいをもつ学生の修学や自己理解形成のサポートなど、多様なニーズへの対応を行い、心理的・実践的なサポート体制を構築している。また、学修面、運動面など、多様な領域にまたがり支援を展開している点が評価できる。

教職員や学生全体に対する障がいの理解を促す啓発活動を通して、大学全体の障がい支援への理解やサポート体制が強化されている点が評価できる。

センターでは、キャンパスのアクセシビリティ向上に取り組み、合理的配慮の提供だけでなく、事前的改善措置も充実させようとしている点が評価できる。

以上より、センターは、障がいを持つ学生の修学に十分なサポート体制を構築していると判断し、評価をAとした。

(2) 基準8の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

基準8-3(2)について、障がいのある学生に対応する専門スタッフの配置と「総合障害学生支援システム」の導入により、合理的配慮の効率的な提供と個別支援計画の策定を行い、キャンパス内のアクセシビリティ向上、補助技術支援機器の提供、学修支援体制の整備を通じて、学生が安心して学ぶことのできる環境を構築している。また、支援内容の定期的な評価と改善を行うことによって、学生のニーズに基づいた柔軟な対応を可能にしているなど、障がいを持った学生が、充実した学生生活を送るための支援体制を構築している点が非常に優れている。

【改善を要する点】

該当なし